

団原遺跡発掘調査概報Ⅱ

—山代郷正倉推定地—

55年3月

教育委員会

例　　言

1. 本書は昭和54年度に岡の補助金を得ておこなった畠原遺跡第2次発掘調査の概報である。調査は近い将来に予想される開発にそなえて遺跡保護対策をたてるための基礎資料を得る目的で、実施した。
2. 本年度調査は畠原遺跡のうち、昨年度に引き続き山代郷正倉推定地（島根県遺跡番号632）を行った。
3. 調査主体

島根県教育委員会

調査組織

調査指導 山本 清（島根県文化財保護審議会委員）、加藤義成（同）、町田 章（同）、山中敏史（奈良国立文化財研究所技官）

事務局 遠藤 豊（文化課課長）、樋間 孝（文化課主査）、森山敏夫（文化課課長補佐）、秋月延夫（文化振興係係長）

調査員 勝部 昭（埋蔵文化財係係長）、宮沢明久（文化課主事）、川原和人（同）、松本岩雄（同）、三宅博士（八雲立つ風土記の丘）、平野芳英（同）

調査補助員 齐木 博、鳥谷芳雄、柳浦俊一、吉岡七江（早稲田大学学生）

調査協力 恩田 清（松江市文化財保護審議会委員）、池田満雄（島根県埋蔵文化財調査員）、横山純夫（同）、西尾良一（同）

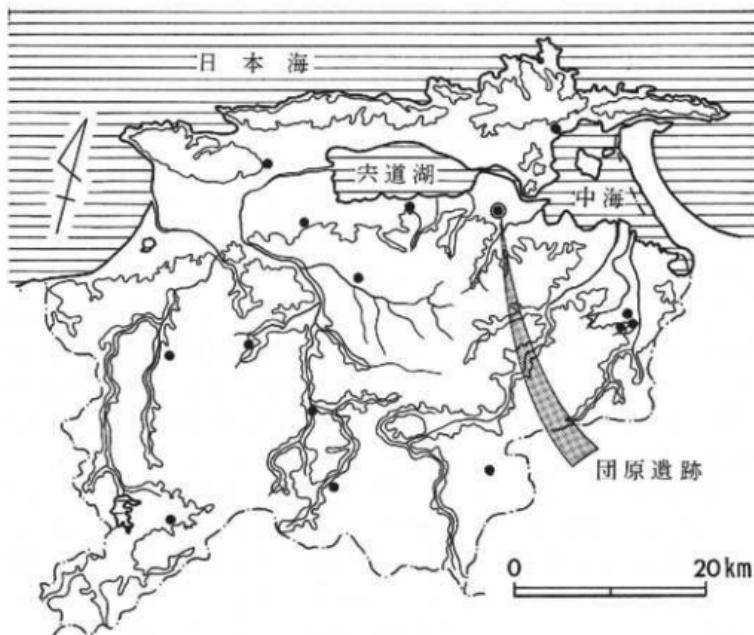
なお、遺物整理および作図・製図・写真撮影には、上記の者のはかに次の者が参加した。

三島千富美、小原明美、竹内信枝、村上紀美子、田根裕美子、森栄里江

4. 発掘調査に際して秋山寿延、石倉勇、平田光民、水野幹夫、水野善光各氏など土地所有者をはじめ地元の方々には終始多大な協力を得た。また、県立八雲立つ風土記の丘、松江市教育委員会の方々には歓身的な協力をいただいた。併せて感謝の意を表したい。
5. 補図中の方眼方位（実測方向）は磁北を基準とし、矢印は真北を指す。なお、松江における磁気偏角度は $6^{\circ}4'0''$ である。
6. 本文中、メートルから尺への換算は天尺半用い、その換算値は1尺 = 29.7cmとした。
7. 本文中『出雲國風土記』読み下しはいずれも加藤義成著『出雲國風土記参究』によった。
8. 本書の執筆・編集は上記調査指導の先生方の助言を得ながら直接調査を担当した三宅博士、平野芳英、松本岩雄があたった。

1. はじめに

県教委では松江市の南郊に八雲立つ風土記の丘を設置した翌年の昭和48年から、風土記の丘整備事業の一環として、毎年地内の主要遺跡について保存の基礎資料を得るための発掘調査を行い、これまで竹矢町所在の出雲国分尼寺跡、大草町所在の岩屋後古墳の調査を実施してきた。そして昭和53年からは大庭町の团原丘陵に広がる团原遺跡の調査を実施することにした。この通称团原丘陵一帯は意宇平野の北西隅に位置し、律令時代の行政を担った多くの施設が推定される地点として従来より注目されていたが、昭和45年都市計画法に基づく市街化区域に指定されて以来、周辺の宅地化が著しく進み、遺跡保護の立場から延慮すべき事態になっていた。そこで团原丘陵に所在する遺跡の実態を把握し、しかるべき保護策を立てることが急務であるとの考えから発掘調査を計画し、昭和53年度はこのうち、『出雲国風土記』にいう意宇郡山代郷の正倉跡と推定される地点の調査に着手することにした。



第1図 遺跡の位置

・『出雲国風土記』所載の正倉推定地



第2図 現地説明会風景

山代郷正倉跡の一角とする可能性が強まってきた。

そこで昭和54年度、国庫補助事業としてその第2次調査を計画、秋口から具体的な調査地区的選定、検討を進めていた。ところがその矢先、10月28日に今年調査を計画していた大庭町内屋敷地内で宅地造成による遺跡の破壊がキャッチされた。業者はすでに土地所有者と契約を済ませ、7月28日に松江市から都市計画法に基づく開発行為の許可を得た上の造成工事の着手であった。早速、松江市教委と業者をまじえ協議、工事中止を申し入れるとともに11月5日から松江市教委の協力を得て発掘調査を実施することとなった。

調査が進むにつれ、ますます遺跡の重要性が明らかになり、特に昨年度発見された総柱建物跡の真南25.5mのところで全く同じ方位をとる掘立総柱建物跡1棟が検出され、これらが計画的に整然と一定の規格性をもって建てられたものであることが判明した。また、これらの倉庫群に関連するとみられる掘立柱建物跡も検出されるに至った。

11月28日に山本清（県文化財保護審議会委員）加藤義成（同）氏に加え、奈良国立文化財研究所埋蔵文化財センターの山中敏史技官の現地視察を得、郷単位の正倉跡とすれば全国的にもほとんど例がなく、またなによりも風土記の記載と一致する可能性が高いという点で学術的にきわめて貴重なものであるとされた。さらに12月5日には町田章（県文化財保護審議会委員）氏が視察され、遺跡の重要性を力説された。

こうしたなかで、8日には風土記の丘教室の12月例会として現地説明会が開かれ、風土記の丘友の会の会員など多くの市民が参加し、民間でも遺跡保存の声が高まつた。そして県埋蔵文化財調査員の宍道正年（平田市立久多美小教諭）氏の呼びかけで市民団体による遺跡保存運動が生まれ、16日には風土記の丘で「山代郷正倉跡の重要性を考える会」が開かれることとなった。

県教委ではとりあえず業者との交渉期間を延期、その間に文化庁とさらに協議を重ねた結果、来年度周辺の発掘調査を行い、正倉跡の全容を明確にして国指定史跡として現状保存するよう努めることとなった。

調査の結果、大規模な柱振り方を伴う3間（6.24m）×3間以上の掘立総柱建物跡1棟のほか、2間×3間と推定される掘立柱建物跡、柵列等を検出した。小規模な調査のため建物の全体的な配置状況、範囲等の詳細については確認できなかったが、立地や掘立総柱建物跡の形態、建物群の規格性などに加え、「出雲國風土記」の記載とも関連して、このあたりを

なお、調査期間中には調査指導の先生方をはじめ、岡田茂弘（国立歴史民俗博物館設立準備室考古総主幹）小田富士雄（北九州市立歴史博物館主幹）氏には現地で有益な指導、助言をいただいた。また土地所有者、地元の方々には終始献身的な御協力を得た。今回の調査が予想以上の成果を収めたのも上記の方々の御力添の賜物であることを深く感謝する次第である。

2. 周辺の遺跡

团原丘陵は標高約 20 m の低丘陵で、松江市の南郊にひろがる意宇平野の西の奥まった一隅に位置しており、山代郷正倉跡推定地の所在する地籍は松江市大庭町字内屋敷 45 番地他である。

意宇平野は八束郡八雲村の天狗山と八雲山の山塊に源を発する意宇川が形成した東西約 4 km、南北約 1 km をかる沖積平野である。平野の西北にそびえる茶臼山の西北裾は古墳時代中期から後期に築かれた大庭第塚、山代二子塚、山代円墳、山代方墳など多くの著名な古墳があるところである。また、意宇川をへだてた南側の大草丘陵には古天神古墳、安部谷古墳群、東・西百塚山古墳群など多数の小規模古墳が群集し、その西部には岡田山古墳、御崎山古墳、岩屋後古墳が築造されるなど、この地域には出雲を代表する著名な古墳が集中している。このことは、この地がのちに出雲国の政治・文化の中心地となる素地をすでに古墳時代後期に確立していたとみるとこと



第3図 周辺の遺跡 1 : 50,000

- 1 山代二子塚 2 山代方墳 3 山代円墳 4 大庭第塚 5 狐谷横穴群 6 十王免横穴群 7 安部谷横穴群 8 大草岩船古墳 9 古天神古墳 10 東百塚山古墳群 11 西百塚山古墳群 12 岩屋後古墳 13 御崎山古墳 14 岡田山古墳 15 出雲国府跡 16 出雲國分寺跡 17 出雲國分尼寺跡 18 四王寺跡 19 来美庵寺 20 黒田駅推定地 21 团原遺跡（山代郷正倉推定地）

ができ、事実律令時代になると出雲國庁をはじめ、國分寺、國分尼寺が置かれている。

ところで、天平5年（733）に勘造された『出雲國風土記』には各郡家を基点として主要な施設や地物の方向、距離が詳細に記されている。特に意宇郡の場合、基点となる意宇郡家は出雲國庁と同所にあったとされ、國庁は昭和43年から3次にわたる調査の結果、松江市大草町六所神社付近に位置していたことが明らかにされている。このことから『風土記』に記載のある多くの地物の位置も推定可能となっている。たとえば「新造院一所。山代郷の中にあり。郡家の西北四里二百歩なり。一略一」、「新造院一所。山代郷の中にあり。郡家の西北二里なり。一略一」とあるのは方位、里程の検討から、前者に比定されるのが茶臼山の西北に位置する米美宿寺であり、後者に比定されるのが茶臼山南麓に位置する四王寺跡である。

このほか「黒田駅。郡家と同じ駅なり。郡家の西北二里に黒田村あり、土の体色黒し。故、黒田と云ふ。旧、此處に是の駅あり。即ち号けて黒田駅と曰ふ。今は東、郡に属けり。今猶旧の黒田の号を追へるのみ。」とあり、黒田駅は天平5年当時郡家に属していたことが知られるが、もとは岡原丘陵の近辺にあったことが推定できる。

このように今回調査を実施した山代郷正倉跡推定地を含めて、この岡原丘陵一帯は、出雲國の歴史解明に大きくことのできない重要な遺跡の密集地といえる。

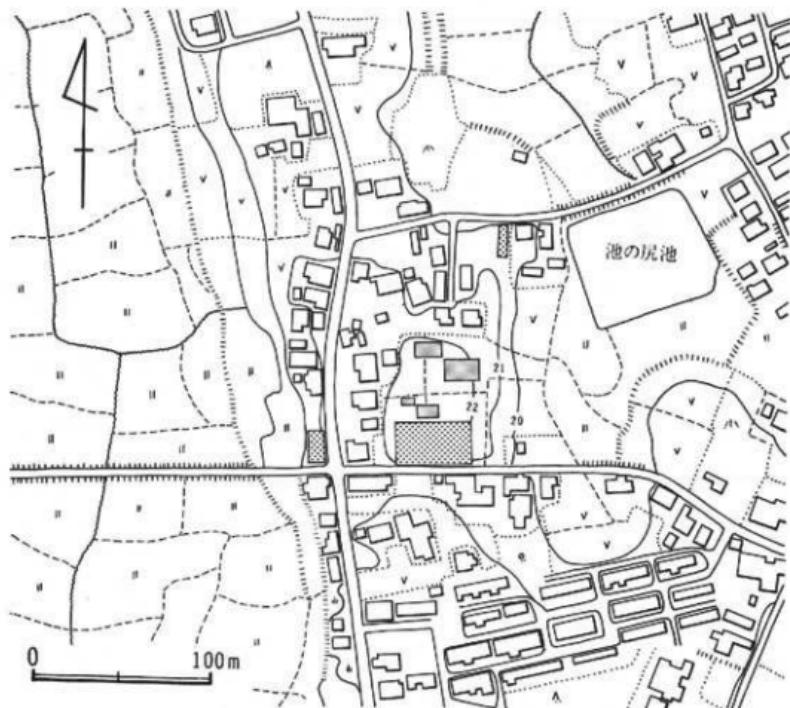
3. 調査の概要

昭和53年度調査の対象としたのは大庭町字内屋敷31、同35の1、同40の1および植松34に所在する畠地約400m²であった。調査は畠全面に磁北を基準として10m方眼を組み、それに従って5×10mのグリッドを4ヶ所設定（第1～第4調査区）し、遺構の状況に応じて拡張する方針で行った。その結果第2調査区で2間×3間の建物跡（SB 02）と櫛（SA 01）、第3調査区で倉庫跡と考えられる総柱建物跡（SB 01）と弧状の溝（SD 01）、第4調査区で建物跡2棟（SB 03、SB 04）と不定形の溝状遺構を検出した。

今年度の調査は、3地点で合計約1,300m²の発掘を実施し、調査区名は昨年に引き続き調査に着手した順に第5、6、7調査区とした。以下調査区毎の概要を記すことにしよう。

(1) 第5調査区

昨年度調査を実施した第2調査区の南側約1.5m隔てた地点から市道（八重垣一竹矢線）までの範囲で地番は山代町字内屋敷46にあたる。昨年まで温室があったところで、温室を撤去する際に南西側の一部に破壊を受けていたが、約1,100m²にわたって調査を実施することができた。相当大がかりな温室が建っていたため当初遺構が残存しているかどうか危ぶまれたが、幸い建物基礎が遺構面にまで達しておらず、耕作上にあたる黒色土30～40cmを除くと黄褐色地山があらわれ、この面で総数130に及ぶ柱穴群をはじめとする多数の遺構を検出した。これらの柱穴群から、調査区東寄りで4間×3間の総柱建物跡1棟（SB 05）、8間×2間以上の建物跡



第4図 遺跡周辺の地形

■ 第1次調査区 ■ 第2次調査区

1棟 (SB 11)、横列1 (SA 02)、中央から西半にかけて2間×3間建物跡2棟 (SB 06、SB 09)、2間×4間建物跡1棟 (SB 07)、2間×2間の建物跡1棟 (SB 10)、2間×1間以上の建物跡1棟 (SB 08)、横列1 (SA 03) の都合7棟の建物跡と2条の横列の存在が明らかになった。このほかに土塙2、溝状遺構1、堅穴住居跡状遺構1なども確認された。

(2) 第6調査区

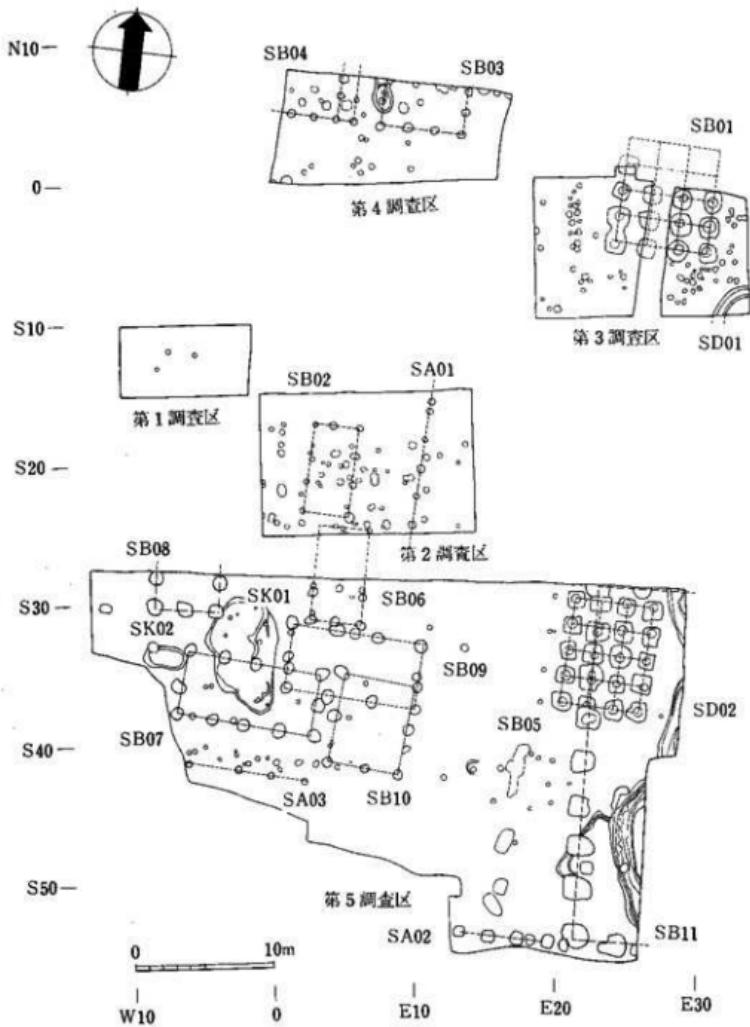
市道八重垣一竹矢線と県道松江一広瀬線の交差点、通称大庭十字路の北西で大庭町字内屋敷91、132の2番地である。第5調査区の西側約24mの地点で、丘陵西側の斜面にあたり、この地点のすぐ西側は水田になっていることから、この調査区で建物群の西限を確認する目的で設定したものである。約50mの範囲を発掘した結果、耕作上と茶色土を40~70cm除去すると明赤褐色地山に達し、遺構・遺物は確認できなかった。

(3) 第7調査区

第3調査区の北側約30mの地点で、南から北側にかけてゆるやかに傾斜していることから地形的に建物群の北限にあたると予想され、その痕跡を確認する目的で設定したものである。50mという狭い調査範囲であったが、東西方向に走る溝状遺構 (SD 03) 1を検出した。

4. 検出した遺構

今回の調査によって検出した遺構は、第5調査区で掘立柱建物跡7、柵列2、堅穴住居跡1、溝状遺構1、土墳2、第7調査区で溝状遺構1である。これらの遺構は昨年度の調査時に確認し



第5図 遺構配置図

たものとの関連で、掘立柱建物跡は S B 05 から、柵列は S A 02 から、溝状遺構は S D 02 から検出順に番号を付した。これらの遺構はいずれも黄色のかなり堅い地山面に掘り込まれており、耕作による破損はほとんどみられず、残存状態はきわめて良好であった。このことは昨年度調査を実施した第1調査区や第2調査区が耕作によって著しく破損していたのとは異った状況であった。

第5調査区で検出された各遺構は調査区内の西側と東側に約 8 m の空間地をおいて認められた。西側では S B 06、S B 07、S B 09、S B 09、S B 10 などの建物跡と S K 01 が重複しながら密集して存在し、これらの南側には東西に走る柵列 S A 03 があった。調査区東側では S B 05 と S B 11 が重複して存在し、この南側には東西に走る柵列 S A 02 があった。このほか S B 05 の南東側に蛇行しながらほぼ南北に走る溝状遺構 S D 02、南側に古墳時代の堅穴住居跡と推測される遺構が S B 11 と重複して認められた。

以下、検出した遺構の個々について略記することにする。

S B 05 第5調査区の東北隅、表土下約 40 cm で検出した総柱構造の南北棟建物で、昨年度検出した総柱建物 S B 01 の真南延長線上約 25.5 m の位置にある。両者とも同様な総柱構造をそなえ、丘陵の傾斜変換点付近に主軸を同じくして南北に配置することなどの計画性がうかがえる。

規模は 3 間 (567 cm) × 4 間 (755 cm) で、建物の半軸方位は N-10°-E を測る。柱間距離は桁行 6.3 尺 (187 cm) 等間、梁間 6.3 尺 (187 cm) 等間になる。

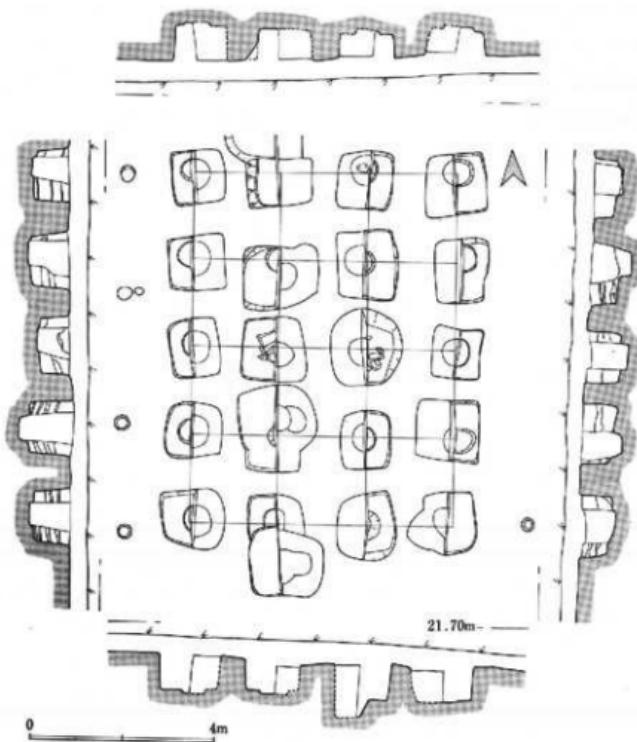
検出した 20 個の柱穴は、いずれも平面隅丸方形で、130 cm × 120 cm、深さ 90 cm あまりの大規模な掘り方をもつものである。掘り方はほとんど地山面に垂直に掘り込まれており、その床面はほぼ水平に仕上げられていたが、なかには柱根を固定するために二段掘りとしたものもみられた。掘り方内部の土層堆積状態は黒色土と黄色土が交互に一定の厚さをもって規則的に詰められ、版築状を呈し、きわめて堅密な状態であった。柱は掘り方のはば中央に位置し、抜き取り痕などの観察から径約 60 cm 大のものと推定される大きなものであった。建物のはば中央に位置する柱穴 P₈、P₁₃ の掘り方床面には数個の石材が認められた。これは上面が平坦な自然石を用い、いずれも地山面にくい込んでいること、掘り方中火の柱痕の下に位置していることなどから柱の沈下を防止する目的で埋設されたものと考えられ、きわめて堅牢につくられていたことが知られる。

このほか建物の西側柱穴列 (P₁₆~P₂₀) に平行して約 2 m の間隔をおいて径 25 cm、深さ 5 cm のピットが 4 個認められた。同様なピットは昨年度検出した S B 01 においても知られ、その位置や規模から建物構築時に使用された足場の痕跡であろうと推定された。

この建物跡は S B 11 と重複しており、柱穴の切り合いから S B 05 (古)、S B 11 (新) という関係が確認された。

なお、昨年度 S B 01 で認められた多量の炭化米は S B 05 付近からは全く出土しなかった。

以上、S B 05 は大規模な柱痕、掘り方をもつ総柱建物であることから倉庫跡と推定され、かつ、昨年度検出された倉庫跡 S B 01 との間には建物方向、建物配置などからみて密接な関連をもって構築されていたことが知られる。



第6図 SB 05 実測図

SB 06 第5調査区北壁のはば中央に沿って検出したもので、昨年度調査を実施した折、第2調査区南側にその北半部が検出されており、それと今年度調査の結果を照合すると2間（356cm）×3間（712cm）の規模をもつ南北棟となる。建物主軸方位はN-11°-Eを示し、柱間距離は桁行8尺（237cm）等間、梁間6尺（178cm）等間になる。

柱穴はいずれも不整形な円形で直径約60cmほどの掘り方をもち、土層の堆積状態の観察から柱は直径約30cm大のものと考えられた。

SB 06とSB 09の柱穴が重複していたが新旧関係については確認できなかった。

SB 07 第5調査区の西側のはば中央で検出された東西棟で、南西側の柱穴は未確認であるが、2間（445cm）×5間（1,188cm）の規模をもつものと考えられ、建物軸方位はN-12°-Eを測る。柱間距離は桁行8尺（237cm）等間、梁間7.5尺（222cm）等間になる。柱掘り方はいずれも円形で、径90cm、深さ50cm前後のものである。P₁₀とP₁₁はちょうど土壙SK 01と重複しており、その部分の地盤が軟弱であったためか、この2つの柱穴のみ内部に根堅めの石が詰めら

れていた。

この建物は後述する SK 01、SB 09 と重複関係にあった。土層の観察によれば、SK 01(古) → SB 07 → SB 09(新) という関係が認められた。

SB 08 第5調査区西北隅で検出した建物跡で、完掘はしていないが、梁間2間(446cm)、桁行2間以上の南北棟と考えられ、建物軸方位はN-4°-Eを測る。柱間距離は桁行7.5尺等間、梁間7.5尺等間になる。

柱穴は比較的整った 100 cm × 100 cm を測る丸方形の掘り方をもち、柱の直径は約 30 cm 大のものと推定された。この建物は SK 01 との切り合い関係が認められ、土層の観察によれば SB 08(古) → SK 01(新) という新旧関係が明らかであった。

SB 09 調査区のほぼ中央で検出された東西棟で、2間(475 cm) × 3間(935 cm) の規模をもち、建物軸方位は N-10°-E を測る。柱間距離は桁行 10.5 尺(311 cm) 等間、梁間 8 尺(237 cm) 等間になる。

柱穴はいずれも直径 80 cm ほどの円形の掘り方をもち、柱は直徑約 30 cm のものであろうと推測された。SB 06 と SB 09 の柱穴が一部重複しているが、そこに明確な新旧関係を見い出すことはできなかった。

なお、南西隅の柱穴内から須恵器壺の調部下半と推定される破片が出土している(第7図27)。

SB 10 第5調査区のほぼ中央で検出された南北棟で 2間(623 cm) × 2間(487 cm) の規模をもち、建物軸方位は N-12°-E を測る。柱間距離は桁行 10.5 尺(311 cm)、梁間 8.2 尺(243 cm) 等間になる。柱穴はいずれも直径 60 cm ほどの円形の掘り方をもち、柱穴内の土層から柱は直徑約 30 cm 程度のものと推測された。

なお、SB 09 と重複関係にあったが、柱穴の切り合いはなく、新旧関係は不明であった。

SB 11 第5調査区東側で検出した南北棟で、SB 05 と一部重複している。完掘していないが桁行 8 間(2,494 m)、梁行 2 間(623 m) 以上と考えられる長大な建物跡で、建物軸方位は N-5° 30' - E を測る。柱間距離は桁行 10.5 尺(311 cm) 等間、梁行 10.5 尺(311 cm) 等間である。

ここでは同じ場所で建てかえが一度行われている。最初は柱掘り方の形状・規模など SB 05 と同様の丸方形で 160 cm × 180 cm、深さ 80 cm 前後のものであるが、後の建物は最初の掘り方を埋土や詰石で嵩あげして建てられている。

SA 02 第5調査区南東に位置する東西に並ぶ 4 個のピット列で、建物ともみられるが、地形がこのあたりから南側に向けてゆるく傾斜していることから一応柵列と考えておく。柱穴は径 80 cm、深さ 20 cm あまりのもので、柱間距離は 7 尺(207 cm) 等間になる。方位は N-98°-E を示す。

SA 03 SB 07 の南側に、建物にはほぼ平行して東西に走る柵列である建物跡ともみられるが、東側に梁間にあたる部分の柱穴がないこと、柱の掘り方が他の建物に比較して小規模であること

などから構と考えた。ただし建物群の密集地区に位置していることから目隠し舞的なものとみた方がよいかもしれない。柱穴は4個発見されており、いずれも径30cmあまりの円形のものである。柱間距離は8尺(238cm)等間である。

SD 02 第5調査区東壁に沿うような形で蛇行しながら南北に走る溝である。上端幅1.5m、下端幅0.5m、深さ0.3mで、溝の中央には帯状の高まりがみられた。この溝の性格や時期についての詳細は不明であるが、付近から出土した遺物に擂鉢などがあることから中世以降に掘り込まれた可能性が強い。

SD 03 第7調査区で検出された東西方向に走る溝である。上端幅0.96m、溝底幅0.86m、深さ0.1mの浅いもので、黒色土が入っていた。東西方向にのびていることが注意され、建物群の北限を示す溝ともみられるが、溝内から遺物が出土しなかったこと、調査範囲がせまかったことなどから、建物群との関連は明らかにできなかった。

SK 01 調査区の西側に位置する性格不明の不整形な落ち込みで、長径8m、短径5m、深さ0.2mのものである。土壌内からは土師器片、須恵器片、綠釉陶器片、鐵器などが出土した。土壌内の土は黒色土で分層することはできなかったが、出土した遺物のはほとんどが上面近くに敷きつめられたように存在し、土壌底部付近からは須恵器片がわずかに出土したのみで、土壌掘り込みの時期と上面の遺物群の時期にはかなりの時間的な幅があるものと観察された。

SK 02 SB 07の西側に接した位置で検出された平面小判形を示す落ち込みである。長軸をほぼ東西に置き、長径3m、短径1.5m深さ0.5mを測る。底部はU字形を呈し、比較的ていねいに掘り込まれていることが注意される。土壌内には黒色土が堆積しており、分層することができなかった。遺物は皆無であり、土壌の性格については不明である。

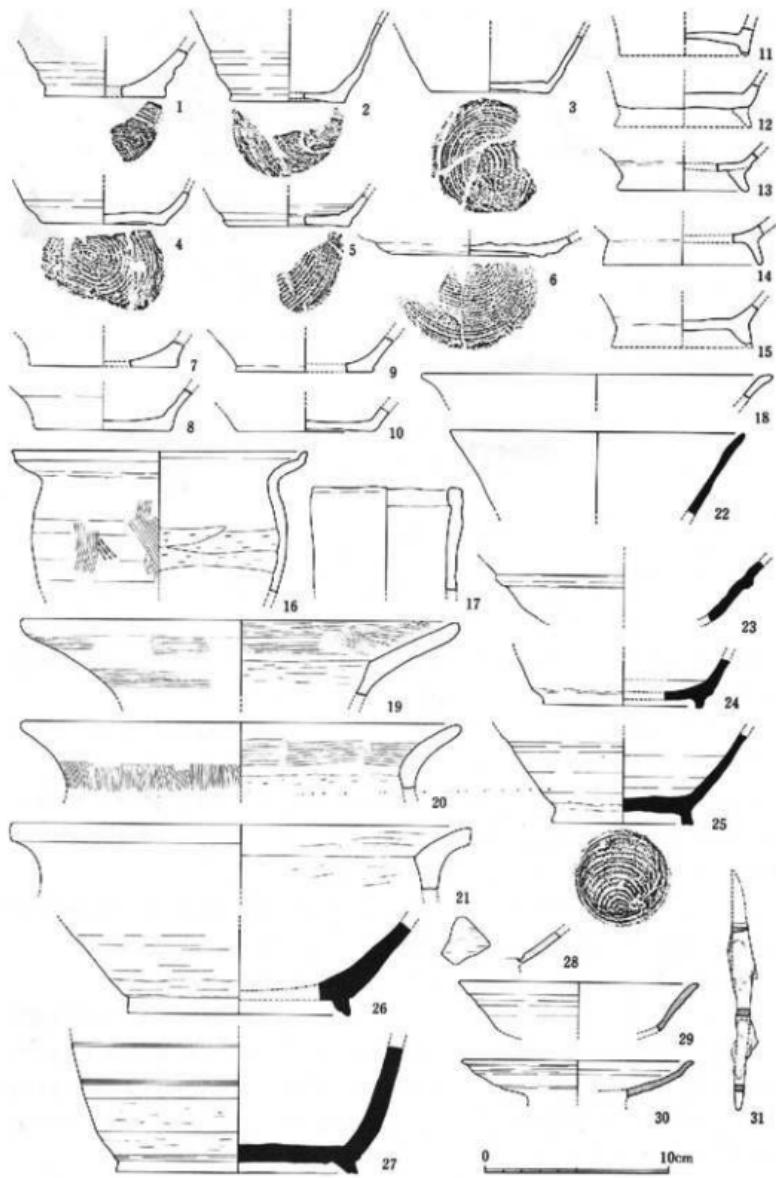
5. 出 土 遺 物

今回の調査では土師器、須恵器、綠釉陶器、鐵器など各種の遺物を得たが、いずれも完形に復しえるものはなかった。

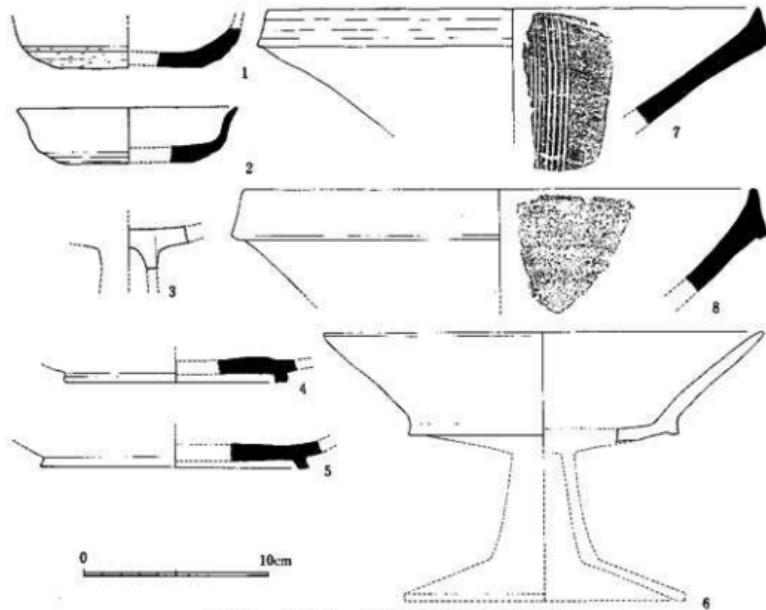
それらはSK 01内とSB 05・SB 11周辺から出土したものである。ここではその概要を述べることにしたい。

SK 01 出土土師器壺(第7図1~15・18)。壺の底部と口縁部とがある。底部にはいずれも糸切痕が認められ、糸切り技法で切り離したままのもの(1~10)、それに尚台をつけたもの(11~15)の二種に分けられる。これらは(18)にみられるように逆八字形に開く口縁部をもつものと考えられる。

SK 01 出土土師器甕・壺(第7図16・17・19~21)。口縁端部がわずかに立ち上る甕(16)、直口壺の口縁部と見られる(17)、口縁部がくの字形に開く甕(20・21)などがある。なお(19)は甕の口縁と考えたが、あるいは支脚の基底部の可能性も考慮される。



第7図 SK 01付近出土遺物実測図



第8図 S B 05・S B 11付近出土遺物実測図

S K 01 出土須恵器壺（第7図22・24・25）。これらも前記した土師器壺と同様な形態と技法が認められた。

S K 01 出土須恵器壺（26）。上半部を欠損しているが大形の壺と考えられるもので、高台をもち器肉は厚く仕上げられている。なお、壺の底部になる可能性もある。

S B 09 出土須恵器壺（27）。S B 09 のP 6 内から出土したので、壺の胴の下半部であろうと思われ、外面には全体に淡緑色の自然釉がかかり美しい。また5本を単位とした平行沈線が上下2ヶ所に施されている。

S K 01 出土縁釉陶器（28～30）。いずれも小片であるが壺と考えられるもので、内外面ともに淡緑色の施釉がなされ（28）は軟陶、（29・30）は硬陶である。

S K 01 出土鉄器（31）。全体に鏽化が著しいが、おそらく刀子と考えられる。

S B 05・S B 11付近出土遺物（第8図1～8）。S B 05周辺から出土した遺物は須恵器壺（1・2）と須恵器皿（4・5）である。いずれも小片のため明確ではあるが、糸切り痕が明瞭に認められないことや、図上で復原した器形などから奈良時代のものと考えられる。S B 11付近出土のものは堅穴住居跡状遺構に伴うとみられる土師器高壺（6）や室町時代のものとみられる描鉢（7・8）などがある。

6. ま　と　め

以上、木年度調査の概要を述べてきたが、ここでは昨年度得られた調査結果をも含めて若干の検討を行い、そこから派生する今後の課題を記してまとめとしたい。

まず、今年度検出した遺構は切り合ひ関係からすると次のように整理することができる。すなわち、第5調査区西半部の遺構においては S B 08 (古) → S K 01 → S B 07 → S B 09 (新) という関係が知られ、東半では S B 05 (古) → S B 11 (新) という関係にあった。今のところ個々の遺構について明確な年代決定をしうる資料はみあたらないが、S K 01 内から出土した土器類が若干の参考になる。当該時期の土器類の編年、年代観についてこの地方ではあまり研究が進んでいないが、土器の形態および土師环の底部外面が糸切りのままであること、縁輪陶器片が伴出していることなどから、他地域の年代観を参考にすれば概ね 10世紀前半以降のものと推定できる。ただし、これらの遺物はいずれも S K 01 内上面から出土したもので、その出土状態から S K 01 が埋没したのち、あるいは故意に埋められた際の最終時点のものと考えられ、S K 01 が埋ったのちに建てられた S B 07 に近い時期のものと推測される。したがって S K 01 は 10世紀以前のものと考えられ、さらに S B 08 は切り合ひ関係からそれよりも古く、隅丸方形の大きな柱掘り方をもつことなども考慮すれば 8世紀代まで遡りうるものといえよう。また、第5調査区東半の S B 05、S B 11 付近では小量であるが 8世紀代とみられる遺物も出土しているほか、特に S B 05 の建物規模、構造等をも合せ考えれば昨年度検出した S B 01 とともに 8世紀代のものとみてよかろう。したがって少なくとも 8世紀代には真北方向を基準に丘陵東側に高床式とみられる大規模な倉庫群を南北に配し、西側には管理棟とも考えられる倒柱のみの建物を計画的に配置していたことが知られる。さらに、今回の調査では明確には判断できなかったが、第7調査区で検出した東西方向に走る溝状遺構 (S D 03)、S B 05 の南側約 17 m の地点で東西方向に並ぶ構列 (S A 02) 等はこれらの遺構を区画するものともみられ、地形・立地その他を考慮すれば南北約 125 m、東西約 100 m の範囲内に建物群が計画的に配置されていたものと推測できる。こうした規格性に富む大規模な倉庫群を作り建物跡からすれば、それらが律令時代の公的な重要な意味をもつ建物群であったとみて誤りないとと思われ、きわめて貴重な遺跡である。

ところで、これら本遺跡で検出した建物群に関連して特に注目すべきは、天平 5 年 (733) に勅造された『出雲國風上記』志宇郡の条に「山代郷。郡家の西北三里一百二十歩なり。所造天下大神大穴持命の御子、山代日古命坐せり。故、山代と云ふ。即ち正倉あり。」とあることである。ここに記載された志宇郡家からの方向、距離からするとちょうどこの調査区あたりに正倉があつたことになり、本遺跡で検出した遺構の構造等からこれを山代郷正倉に比定する蓋然性がきわめて強くなった。さらに『倉庫令』(註 1) には倉庫を設置する条件として高燥の地を選び、近くには防火用の池、溝を設け、50 丈 (約 150 m) 以内には他の建物を置くことを禁止するという条項が設けられている。本遺跡が台地上に位置し、北東約 20 m の地点には一辺約 25 m の方形の

池（池の尻池・現在消滅）があったことなど、まさに『倉庫令』の条件に合致している。

ただし、『出雲國風土記』所載の正倉の性格については不明な点が多い。もともと正倉は郡ごとに設置するのが通例である（註2）。ところが『出雲國風土記』には出雲国9郡のうち秋鹿、福雄、神門の3郡を除く6郡に15の正倉の記載があり、この通例に異なる正倉の在り方がいかなる意味をもつのかは不明である。また正倉を郷に置くものとしては文献でみる限り、延暦14年（797年）の太政官符による倉庫分散の遅遠が最古のものであるが、それ以前の天平5年（733年）に勅造されたといわれる『出雲國風土記』にはいすれも各郡家推定地以外の郷に正倉の記載がみえる。こうした『出雲國風土記』に記された正倉の在り方に關してこれまで大きく二つの考え方がある。すなわち『出雲國風土記』所載の正倉が大化以前から設置されているいわゆる屯倉であるとする説（註3）と、天平4年（734年）対外的な防備態勢強化のために設置された節度使との関連から特別措置として置かれたとする説（註4）である。ところが、今回調査を実施して内容がある程度知られた山代郷正倉推定地に限定していえば、いまのところ大化以前に遡りうる明確な遺構はない。また、これまでの調査で検出したあまりにも整然とし、かつ丁寧なつくりの建物群からは緊急的事情によって設置されたとは考え難い。第1次調査ではこの正倉推定地の調査成果から出雲においては天平5年以前よりすでに正倉の分散をはじめており、また全国各地でこのような特別な事情が数多く出てきたからこそ延暦14年の太政官符が発せられたと考えた方が自然ではなかろうかと考えた（註5）。しかしながらこの考え方に対しても『出雲國風土記』には正倉の記載のない郡があるなどその性格について十分説明しきれないらみがある。

いずれにしても、本遺跡は古文献との関連から、出雲国はもとより全国的にも律合国家の実態を解明する上できわめて重要な意味をもち、今後の調査で正倉の全体的な配置状況、範囲等がより明確になれば、正倉をめぐる種々の問題点が明らかになり、本遺跡の価値がますます高くなってくるものと思われる。

註1 国史大系『令義解』による。

凡倉、皆於_レ高燥處_レ置之。傍開_レ池渠_レ。去_レ倉_レ五十丈_レ内、不得_レ置_レ館舍_レ。

註2 国史大系『類聚三代格』による。

応_レ建_レ置倉院_レ事

右被_レ右大臣宣_レ稱。奉勅。加_レ諸國建_レ郡倉_レ元置_レ一處_レ。百姓之居去_レ郡僻遠、跋_レ涉_レ山川_レ有_レ勞_レ納貢_レ。加以倉舍比近要宇相接、一倉失_レ火百倉共燒。言念_レ其弊_レ、有_レ捐_レ公私_レ。宜須_レ每_レ鄉更置_レ一院_レ以濟_レ百姓_レ兼絕_レ火祥_レ。始_レ自_レ今年_レ所_レ輸租稅收_レ納新院_レ。但前所_レ納_レ郡家_レ不_レ動物者、依_レ旧莫_レ動、其用尽倉者漸遷_レ新院_レ。置_レ倉之法一依_レ延暦十年符_レ、各相去_レ十丈_レ、量_レ便置_レ之。 延暦十四年閏七月十五日

註3 原島礼二「古代出雲属に関する一考察」『歴史学研究』249（昭和36年）

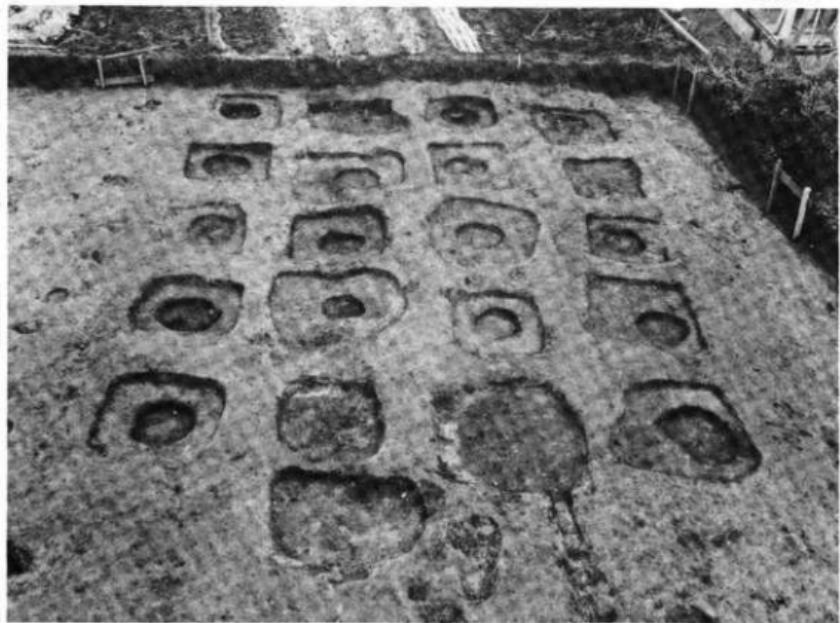
内田伸雄「出雲の前方後円墳について」『山陰史談』16号（昭和55年）

註4 田中卓「出雲國風土記の成立」『出雲國風土記の研究』（昭和28年）所収

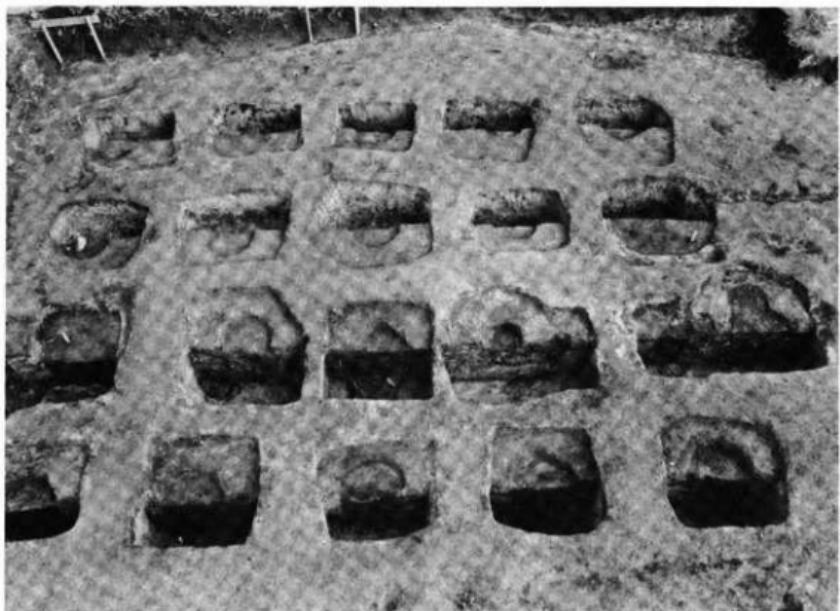
註5 島根県教育委員会『閉原遺跡発掘調査概報』（昭和54年）



団原遺跡周辺の航空写真



S B 05 柱穴検出状況（南から）



S B 05 全景（西から）



第5調査区の建物群（南から）



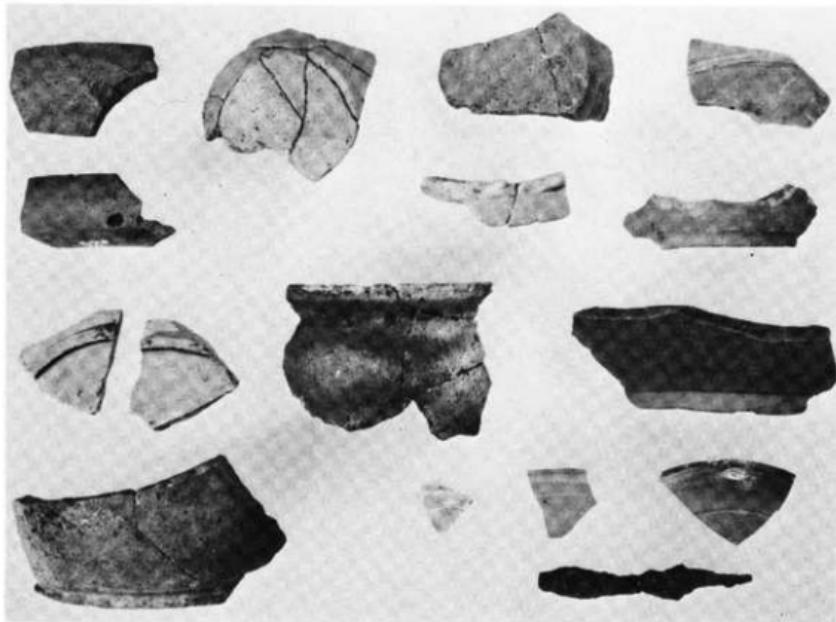
SB 05とSB 11の柱穴切り合い関係（西から）



SB 05-P₁₈の断面（西から）



第5調査区の遺構（西から）



須恵器、土師器、緑釉陶器、鉄器

団原遺跡発掘調査概報Ⅱ

—山代郷正倉推定地—

昭和55年3月25日発行

編集・発行 島根県教育委員会
松江市殿町1番地

印 刷 株式会社 報光社
平田市平田町993